

環 政 第 454 号
令和6年9月27日

株式会社ジャパンエンターテイメント
代表取締役 加藤 健史 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和5年度）について

令和6年7月1日付けで送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別紙のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書（令和5年度）に対する
環境保全措置要求

- 1 貴社は、今後、水生生物の移動等の環境配慮をした上で調整池 A 及び B の浚渫（浚渫に当たり行われる樹木の伐採、進入路の構築等の準備工を含む。以下同じ。）を行うとしているが、同浚渫については環境影響評価手続中に環境影響評価が行われておらず、事後調査報告書にも環境配慮の検討経緯が示されていないことから、環境配慮の内容が適切なものであるか確認できない。

については、当該浚渫に係る環境配慮の検討経緯を次回の事後調査報告書に示すこと。
また、環境配慮の実施結果についても、事後調査報告書に記載すること。

- 2 竖排水通過後の処理水については、竖排水の濁水処理効果の確認時を除き処理後の SS の測定が行われておらず、事後調査期間を通して、同処理水中の SS が 200mg/L 未満となっているかは不明である。

竖排水通過後の処理水についても、工事区域外に排出する際に 200mg/L 未満であることを確認するとともに、その結果を事後調査報告書に記載すること。

- 3 貴社は、「沖縄県対策外来種リスト」（平成 30 年 8 月、令和 6 年 3 月更新。沖縄県）に定める重点対策種と重点予防種を対象に事業実施区域内への侵入や同区域内での生育の有無について調査を実施しているところである。

対象種の中でもヤエヤママドボタル、グリーンアノール及びタイワンスジオについては、やんばる地域への侵入が懸念されており、適切な手法でそれらの侵入・生息に係る調査を行う必要がある。

については、以下の措置を講じること。

- (1) ヤエヤママドボタルの侵入の有無を確認するための調査については、夜間に行うことが望ましいが、貴社は造成工事中の夜間調査は危険が伴うことから実施困難としている。

しかしながら、同種については夜間調査を行わなければ、発見が困難であることから、工事業者と調整し、安全を確認した上で可能な限り夜間に調査ができるよう検討すること。

また、夜間に工事を行う業者や警備関係者から同種に関する情報が得られるよう体制を構築すること。

- (2) グリーンアノール及びタイワンスジオについては、目視での確認に加え、トラップを使用した調査の実施についても検討すること。